### バス路線のダイヤ改正について

## 1 趣旨

バス運転手の改善基準告示(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)の改正を踏まえた、バス路線の運行ダイヤ改正について協議するものです。

# 2 改善基準告示の改正について

バス運転手の改善基準告示が令和4年12月に自動車運転者の健康確保等の観点により見 直しが行われ、拘束時間の上限や休息時間等が改正されました。(令和6年4月1日施行)

## 【改善基準告示改正の内容】

	現行	改正後
1年の拘束時間	原則:3,380 時間	原則:3, 300 時間
	最大:3,484 時間	最大:3,400 時間
1か月の拘束時間	原則:281 時間	原則:281時間
	最大:309 時間	最大:294 時間
1日の休息時間	継続8時間	継続 11 時間を基本とし 9 時間を
		下回らない

※拘束時間・・・「労働時間」+「休息時間」

※休息時間・・・業務終了時刻から、次の始業時刻までの時間

この改善基準告示に基づき、バス路線の運行ダイヤを一部改正(減便)

## 3 ダイヤ改正の対象路線及び内容について

・祖陽が丘団地循環線
・・・・ 別紙1のとおり
・水都西線
・・・・ 別紙2のとおり
・市塙・赤羽工業団地線
・・・ 別紙3のとおり
・対象路線図
・・・ 別 図のとおり

#### 4 改正日

令和6年3月20日予定